

徳島県企業管理規程第七号

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程

徳島県企業局車両管理規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第八条第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十五条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十七条第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十一条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十二条第二項及び第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十七条中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に改める。

第二十八条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十九条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。